【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（特別の関係）

**第十九条の三**　法第百三条の二第五項第二号（法第百三条の三第二項、第百六条の九及び第百八条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　共同で株式会社金融商品取引所（法第百三条の二第五項の規定を法第百八条（法第百六条の二十八第四項に係る部分を除く。）において準用する場合にあつては、金融商品取引所持株会社。以下この号において同じ。）の対象議決権（法第百三条の二第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を取得し、若しくは所有し、又は当該株式会社金融商品取引所の対象議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同保有者」という。）の関係

二　夫婦の関係

三　会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

四　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

２　共同保有者が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　夫婦が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

４　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

５　第四条の四第三項の規定は、第一項第三号及び前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第三項中「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

【平成20年7月4日 政令第219号】

（改正後）

（特別の関係）

**第十九条の三**　法第百三条の二第五項第二号（法第百三条の三第二項、第百六条の九及び第百八条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　共同で株式会社金融商品取引所（法第百三条の二第五項の規定を法第百八条（法第百六条の二十八第四項に係る部分を除く。）において準用する場合にあつては、金融商品取引所持株会社。以下この号において同じ。）の対象議決権（法第百三条の二第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を取得し、若しくは所有し、又は当該株式会社金融商品取引所の対象議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同保有者」という。）の関係

二　夫婦の関係

三　会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

四　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

２　共同保有者が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　夫婦が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

４　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

５　第四条の四第三項の規定は、第一項第三号及び前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第三項中「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

（改正前）

（特別の関係）

**第十九条の三**　法第百三条の二第五項第二号（法第百三条の三第二項、第百六条の九及び第百八条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　共同で株式会社金融商品取引所（法第百三条の二第五項の規定を法第百八条（法第百六条の二十八第四項に係る部分を除く。）において準用する場合にあつては、金融商品取引所持株会社。以下この号において同じ。）の対象議決権（法第百三条の二第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を取得し、若しくは所有し、又は当該株式会社金融商品取引所の対象議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同保有者」という。）の関係

二　夫婦の関係

三　会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

四　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

２　共同保有者が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　夫婦が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

４　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

（５　新設）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（特別の関係）

**第十九条の三**　法第百三条の二第五項第二号（法第百三条の三第二項、第百六条の九及び第百八条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　共同で株式会社金融商品取引所（法第百三条の二第五項の規定を法第百八条（法第百六条の二十八第四項に係る部分を除く。）において準用する場合にあつては、金融商品取引所持株会社。以下この号において同じ。）の対象議決権（法第百三条の二第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を取得し、若しくは所有し、又は当該株式会社金融商品取引所の対象議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同保有者」という。）の関係

二　夫婦の関係

三　会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

四　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

２　共同保有者が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　夫婦が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

４　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

（改正前）

（特別の関係）

**第十九条の三**　法第百三条第五項第二号（法第百三条の二第二項、第百六条の九及び第百六条の三十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　共同で株式会社証券取引所（法第百三条第五項の規定を法第百六条の三十（法第百六条の二十八第四項に係る部分を除く。）において準用する場合にあつては、証券取引所持株会社。以下この号において同じ。）の対象議決権（法第百三条第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を取得し、若しくは所有し、又は当該株式会社証券取引所の対象議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同保有者」という。）の関係

二　夫婦の関係

三　会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

四　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

２　共同保有者が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

４　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】

（改正後）

（特別の関係）

**第十九条の三**　法第百三条第五項第二号（法第百三条の二第二項、第百六条の九及び第百六条の三十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　共同で株式会社証券取引所（法第百三条第五項の規定を法第百六条の三十（法第百六条の二十八第四項に係る部分を除く。）において準用する場合にあつては、証券取引所持株会社。以下この号において同じ。）の対象議決権（法第百三条第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を取得し、若しくは所有し、又は当該株式会社証券取引所の対象議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同保有者」という。）の関係

二　夫婦の関係

三　会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

四　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

２　共同保有者が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

４　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

（改正前）

（特別の関係）

**第十九条の三**　法第百三条第五項第二号（法第百三条の二第二項、第百六条の九及び第百六条の三十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　共同で株式会社証券取引所の対象議決権（法第百三条第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を取得し、若しくは所有し、又は当該株式会社証券取引所の対象議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同保有者」という。）の関係

二　夫婦の関係

三　会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

四　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

２　共同保有者が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

４　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（特別の関係）

**第十九条の三**　法第百三条第五項第二号（法第百三条の二第二項、第百六条の九及び第百六条の三十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　共同で株式会社証券取引所の対象議決権（法第百三条第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を取得し、若しくは所有し、又は当該株式会社証券取引所の対象議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同保有者」という。）の関係

二　夫婦の関係

三　会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

四　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

２　共同保有者が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

４　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

（改正前）

（特別の関係）

**第十九条の三**　法第百三条第三項第二号に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　共同で株式会社証券取引所の対象議決権（法第百三条第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を取得し、若しくは所有し、又は当該株式会社証券取引所の対象議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同保有者」という。）の関係

二　夫婦の関係

三　会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

四　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

２　共同保有者が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

４　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】

（改正後）

（特別の関係）

**第十九条の三**　法第百三条第三項第二号に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　共同で株式会社証券取引所の対象議決権（法第百三条第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を取得し、若しくは所有し、又は当該株式会社証券取引所の対象　議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同保有者」という。）の関係

二　夫婦の関係

三　会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

四　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

２　共同保有者が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

４　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

（改正前）

（特別の関係）

**第十九条の三**　法第百三条第三項第二号に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　共同で株式会社証券取引所の対象株式（法第百三条第一項に規定する対象株式をいう。）を取得し、若しくは所有し、又は当該株式会社証券取引所の対象株式に係る株主としての議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同所有者」という。）の関係

二　夫婦の関係

三　会社の発行済株式の総数又は出資の総額（それぞれ議決権のあるものに限る。以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える株式又は出資（それぞれ議決権のあるものに限る。以下この条において「株式等」という。）を所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

四　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

２　共同所有者が合わせて会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を所有している場合には、当該共同所有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　夫婦が合わせて会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

４　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】

（改正後）

（特別の関係）

**第十九条の三**　法第百三条第三項第二号に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一　共同で株式会社証券取引所の対象株式（法第百三条第一項に規定する対象株式をいう。）を取得し、若しくは所有し、又は当該株式会社証券取引所の対象株式に係る株主としての議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同所有者」という。）の関係

二　夫婦の関係

三　会社の発行済株式の総数又は出資の総額（それぞれ議決権のあるものに限る。以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える株式又は出資（それぞれ議決権のあるものに限る。以下この条において「株式等」という。）を所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

四　被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

２　共同所有者が合わせて会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を所有している場合には、当該共同所有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

３　夫婦が合わせて会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

４　支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

（改正前）

（新設）